

ぎふ信長楽市 PR 用のぼり旗等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、織田信長公岐阜入城及び岐阜命名 450 年を契機として、岐阜市中心部の賑わいを形成する商店街及び個々に実施されている楽市イベントの統一感を図り、「信長公から息づく楽市楽座」として「ぎふ信長楽市」のブランド化を図ることを目的とした PR 用のぼり旗（以下「のぼり旗」という。）等の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 貸出対象者は、広く「ぎふ信長楽市」を発信するイベント等を実施するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 のぼり旗等の貸出を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出をしない。

- (1) 前条に規定する目的に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 岐阜市信長公 450 プロジェクトのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (5) 不当な利益を得るため、又は営利目的のみに利用しようとするとき。
- (6) 特定の個人、企業等の売名に利用しようとするとき。
- (7) 第 6 条各号に規定する事項を遵守しないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、岐阜市信長公 450 プロジェクト実行委員会会長（以下「会長」という。）が貸出することが適当でないとき。

(貸出内容)

第3条 貸出する物品は、別表に規定するのぼり旗及びのぼり旗用ポールとする。

2 のぼり旗用ポールのみ貸出は、行わない。

3 のぼり旗の貸出枚数は 1 回の貸出につき 10 枚を限度とし、のぼり旗用ポールの貸出本数はのぼり旗 1 枚につき 1 本とする。

4 のぼり旗等の貸出期間は、原則として 1 回の貸出につき 2 週間以内とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申込み等)

第4条 のぼり旗等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ぎふ信長楽市 PR 用のぼり旗等貸出申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みの期間は、使用希望日の2月前から7日前までとする。

3 会長は、第1項に規定する申込書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出を承諾する場合は、ぎふ信長楽市 PR 用のぼり旗等貸出承諾書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(貸出料)

第5条 貸出料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第6条 のぼり旗等の貸出を受け使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された使用目的にのみ使用すること。

(2) 貸出期間及び返却日を守ること。

(3) 搬出及び返却は使用者が行い、返却時は元の状態に戻してから返却すること。

(4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。

(5) のぼり旗等の使用によって発生した事故等については、使用者の責任で適切に処理すること。

(6) 第三者に転貸しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が付した条件に従って使用すること。

(貸出の取消し)

第7条 会長は、使用者がのぼり旗等を使用するにあたり、前条各号に規定する事項を遵守していないと認めるときは、ぎふ信長楽市 PR 用のぼり旗等貸出取消通知書（様式第3号）により貸出を取り消すことができる。

2 使用者は、前項の規定により貸出を取り消されたときは、のぼり旗等を速やかに会長に返却しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、のぼり旗等を破損し、又は汚損した場合は、修復、クリーニングその他の必要な処置に係る費用を負担しなければならない。

(責任の制限)

第9条 岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会は、第7条第1項の規定の適用によって使用者が受けた損害及びのぼり旗等の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、一切その責めを負わない。


(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月8日から施行する。

別表（第3条関係）ぎふ信長楽市 PR 用のぼり旗等一覧

名 称	サイズ・デザイン等	単位
のぼり旗		枚
のぼり旗用ポール	伸縮式 1.6m～3.0m	本